

記者発表資料 2枚

平成29年12月 7日
福島県土木部建築住宅課

「福島県賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）が平成29年10月25日に改正・施行され、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設されました。

これを踏まえ県では、県内における登録住宅の供給促進を図るため、改正法に基づく「福島県賃貸住宅供給促進計画」を策定しました。

計画の概要は別添のとおりです。

なお、本編については、県土木部建築住宅課ホームページに掲載しています。

URL : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065a/>

【問い合わせ先】

土木部 建築住宅課 主幹 渡邊
電話 024-521-7986 (内線 3696)
FAX024-521-7955